

平成27年度の行政区長を紹介します

問 協働推進課コミュニティ推進係 ☎72-2111内線252

校区	行政区	氏 名	電 話	校区	行政区	氏 名	電 話	校区	行政区	氏 名	電 話
小郡校区	東 町	天本 幸祐	72-3873	東野校区	大 原	森 勝 則	72-1026	立石校区	立 石	メ野 秀俊	72-2614
	上 町	平田 武敏	72-2006		中 学 前	小井手 潔	73-0587		佐 野 古	福田 義国	72-6365
	中 町	寺崎 俊文	72-6755		東 野	香田 裕國	73-2535		下 鶴	古賀 利三	72-3835
	下 町	森 英雄	72-0896		大 保 原	長野 政春	72-7050		井 上	野田 敏之	72-3891
	新 町	三根 隆	72-2095		西 島	田中 敏隆	75-4769		上 岩 田	大中 寛敏	73-1650
	駅 前	野中 保宏	72-3087	三國校区	津 古	佐々木 優	75-0253	御原校区	松 崎	松尾 和弘	73-0567
	開 1	友納 進	72-0433		みくに野団地	安本 成子	75-1968		今 隈	田 竈 喜典	72-3582
	開 2	奥蘭 末雄	73-0543		横 隈	白木 利行	75-2320		花 立	平田 敏光	72-4193
	寺 福 童	古賀 憲昭	72-9726		力 武	福田 修治	75-0620		下 岩 田	柳 廣昭	72-5557
	西 福 童	佐藤 晃	72-9819		新 島	宮川 哲夫	75-4707		稲 吉	熊手 久雄	72-4138
	東 福 童	柴田 直美	72-6822		古 賀	岩澤 正規	75-3976	味坂校区	二 夕	行徳 義久	72-4485
	大 崎	松尾 知明	72-5281		三 沢	白木 富行	75-3131		二 森	大中 智利	72-5838
	小板井1	児島 征毅	72-6001		三國が丘1	田中 昭弘	75-5668		宝 城 北	橋爪 茂	72-8464
	小板井2	吉田 一夫	72-0511		三國が丘2	竹下 逸雄	75-0417		古 飯	福田 和能	72-0509
	中 央 1	井上 美俊	72-9300		美鈴の杜	問註所紀之	75-3579		平 方	荒巻 輝雄	72-2674
大原校区	中 央 2	長谷川敬二	73-2704	立石校区	希みが丘	平島 正治	75-8088		光 行	河原壽一郎	72-4299
	緑	伊藤 徹一	73-1804		美鈴が丘	森園 博	75-8842		八 坂	弓削 紫朗	72-3477
	大板井1	山村 司	72-0483		乙 隈	米倉 修	72-3797		上 西	赤川 芳春	72-5539
	大板井2	守田 征一	72-0132		干 潟	福永 嘉攻	72-4491		下 西	牟田 耕一	72-2404
	大 保	草場 學	75-2586		吹 上	重松 正信	72-1020		宝 城 南	平田 博美	72-8425
									赤 川	佐藤 善治	72-8548

特別弔慰金支給のお知らせ

申 問 福祉課生活福祉係(市東1階) ☎72-2111内線443・444

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日時点において、公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける人がいない場合、第10回特別弔慰金として額面25万円と5年償還の記名国債を支給します。

対象 戦没者等が死亡当時に生まれていたご遺族のうち、次の順番による先順位のご遺族1人

ア 平成27年4月1日までに弔慰金(遺族国庫債券)の受給権を取得した人

イ 戦没者等の子

ウ 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった人、平成27年4月1日時点で婚姻により姓が変わっている人または遺族以外の人と養子縁組をしている人を除く)

エ ウ以外の人で①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

オ ア～エ以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡まで引き続いて1年以上生計関係を有していた人のみ)

必要書類 ①請求書②現況申立書③請求同意書④印鑑等届出書⑤請求者の戸籍抄本⑥その他(必要なものは個人で異なるので、詳細はお問い合わせください) ※①～④は福祉課生活福祉係で配布します

請求期限 平成30年4月2日 ※随時受付中です

にぎわいを創出し、商業の活性化を図る事業を支援します

[申 問](#) 商工・企業立地課(市南3階) ☎72-2111 内線142

市は、市内で事業(小売・卸売業、飲食店、サービス業など)を営む事業者で、新たに組織された小規模グループが、市内において地域住民を集客し、地域の賑わいを創出することにより、商業の活性化につながる事業に取り組む場合に、その経費の一部を助成します。

対象団体 次のいずれかの要件を満たす新たな団体

- ・市内商業等事業者のみで団体を構成する場合は、5人以上の団体であること
- ・市内商業等事業者以外の者を含んで団体を構成する場合は、10人以上で、かつ、その3分の2以上が市内商業等事業者の団体であること

対象事業 市内で実施するにぎわい創出事業で次の①～③を全て満たす事業

- ①地域の賑わいにつながる事業
- ②年間12日以上実施する事業
- ③3年以上継続する事業

※単に構成員の親睦を目的とした事業、特定の団体または個人のみが利益を受ける事業、政治活動または宗教活動に類する事業、小郡市から他の委託または補助金を受けて実施する事業は対象外です

例えばこんな事業です

- ・週末(計12回以上)に空き店舗を活用したフリーマーケットや朝市の開催
- ・冬季(12日間連続)にイルミネーションの設置

補助額 ※千円未満は切り捨て

補助金の交付決定を受けた日の属する年度から算定	補助率	限度額
1年目	補助対象経費総額の2／3以内	35万円
2年目	補助対象経費総額の1／2以内	25万円
3年目	補助対象経費総額の1／3以内	20万円

対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料

申請方法

必要書類(①申請書②事業計画書③収支予算書④団体の規則またはそれに類するもの⑤団体構成員の名簿⑥3年以上事業を行う確約書⑦その他市長が必要と認める書類)を揃えて、商工・企業立地課に提出
※様式は市ホームページからダウンロードできます
※詳細はお問い合わせください

募集期限 6月19日(金)必着

市長等および市議会議員の資産等を公開します

[公開場所](#) [問](#) 総務課総務係(情南1階) ☎72-2111 内線242

小郡市政治倫理条例に基づき、市長、副市長、教育長および市議会議員の資産等を公開します。

期間 平成27年6月16日(火)から5年間 ※閉庁日を除く

時間 午前8時30分～午後5時

公開するもの(報告書の内容)

- ①資産(不動産およびそれに関する権利など)
- ②地位または肩書き
- ③収入、贈与およびもてなし
- ④税等の納付状況

都市計画道路の変更案の縦覧を行います

縦覧場所 問 市都市計画課計画係(情北2階) ☎72-2111内線352
県都市計画課行政係 ☎092-643-3711福岡市博多区東公園7-7

対象の案

小郡都市計画道路の変更(福岡県決定)【筑紫祇園線(現筑紫寺福童線)、久留米小郡線】
小郡都市計画道路の変更(小郡市決定)【小郡鳥栖線、西鉄小郡駅前線、小郡下町線】

縦覧期間

6月2日(火)～16日(火) ※土日を除く

縦覧時間

市都市計画課 午前8時30分～午後5時
県都市計画課 午前8時30分～午後5時45分

縦覧場所

市都市計画課(福岡県決定分・小郡市決定分)または県都市計画課(福岡県決定分)

意見書の提出

上記の変更案について意見がある人は、6月16日(火)までに、県決定案は県知事、市決定案は市長あてに意見書を提出することができます。

なお、提出された意見書の要旨は、上記の変更案が審議される福岡県都市計画審議会、小郡市都市計画審議会に提出されます。

平成26年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況

問 総務課総務係 ☎72-2111内線242

平成26年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況についてお知らせします。

情報公開制度の運用状況

①開示請求件数 16件

②実施機関別の開示請求件数

市長部局 19件(総務部4件、都市建設部9件、環境経済部4件、保健福祉部2件)、教育委員会 6件

※1件の請求で複数の部に対する請求が含まれているため請求件数に差が生じています

③開示請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況							異議 申立て
	全部開示	部分開示	不開示	裁量的開示	存否応諾拒否	文書不存在	取下げ	
16(21)	5(6)	7(12)	0(1)	0(0)	1(0)	2(1)	1(1)	0(0)

※()は平成25年度の件数

個人情報保護制度の運用状況

①開示請求件数 6件

②実施機関別の開示請求件数 市長部局 6件(保健福祉部6件)

③開示請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況							異議 申立て
	全部開示	部分開示	不開示	裁量的開示	存否応諾拒否	文書不存在	取下げ	
6(7)	1(2)	5(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)

※()は平成25年度の件数

新制度移行により保育料が変わります

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎72-2111 内線472・473

平成26年度まで、保護者の所得税額を基に保育料を算定していましたが、平成27年度から子ども子育て支援新制度への移行に伴い、保護者の市民税額を基に算定します。ただし、祖父母を「家計の主宰者」とし、祖父母の市民税額を基に算定する場合があります。

なお、保育料の切り替え時期は9月です。(年齢区分は4月1日時点の年齢です)



● 1号認定こども(幼稚園・認定こども園)の保育料(月額)

世帯区分		利用者負担額(円)
生活保護世帯		0
市民税 非課税 世帯	①ひとり親世帯 または障がい者(児)がいる世帯	0
	上記①以外の世帯	3,000
市民税 所得割 課税額	②48,599円以下で、ひとり親世帯 または障がい者(児)がいる世帯	8,100
	48,599円以下で②以外の世帯	9,100
	③48,600円以上77,100円以下で、ひとり 親世帯または障がい者(児)がいる世帯	15,100
	48,600円以上77,100円以下で③以外の世帯	16,100
	77,101円以上211,200円以下の世帯	20,500
211,201円以上の世帯		24,000

幼稚園や保育所(園)などを利用するときは、1～3号の認定を受ける必要があります

※市内の私立幼稚園については、現時点では対象となりません

子どもが満
3歳以上で、
教育を希望
する場合

子どもが満
3歳以上で、
保育を必要
とし、保育
所などでの
保育を希望
する場合

子どもが満
3歳未満で、
保育を必要
とし、保育
所などでの
保育を希望
する場合

1号認定
幼稚園(新
制度対象施
設のみ)、認
定こども園

2号認定
保育所(園)、
認定こども
園

3号認定
保育所(園)、
認定こども
園、地域型
保育

● 2号、3号認定こども(保育所(園)・認定こども園)の保育料(月額)

世帯区分		利用者負担額(円)			
		3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯		0	0	0	0
市民税 非課税世帯	①ひとり親世帯または障がい児(者)がいる世帯	0	0	0	0
	上記①以外の世帯	7,000	6,800	5,000	4,900
市民税均等割 のみ課税世帯	②ひとり親世帯または障がい児(者)がいる世帯	10,000	9,800	8,000	7,800
	上記②以外の世帯	12,000	11,700	10,000	9,800
市民税所得割 課税額	③48,600円未満でひとり親世帯または障 がい児(者)がいる世帯	15,000	14,700	12,000	11,700
	48,600円未満で③以外の世帯	16,000	15,700	13,000	12,700
	48,600円以上61,600円未満の世帯	19,000	18,700	18,000	17,600
	61,600円以上72,400円未満の世帯	23,000	22,600	20,000	19,600
	72,400円以上97,000円未満の世帯	28,000	27,500	24,000	23,500
	97,000円以上169,000円未満の世帯	37,000	36,300	32,000	31,400
	169,000円以上301,000円未満の世帯	52,000	51,100	35,000	34,400
301,000円以上の世帯		65,000	63,800	38,000	37,300

保育料について「寡婦(夫)控除」のみなし適用を実施します

4月から婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、寡婦(夫)控除があったものとみなし、保育料の負担軽減を図ります。申請の際は、戸籍などが必要です。また、みなし適用を受けても、保育料が変わらない場合もあります。詳細はお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センターおごおりを設置!

育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、地域で助け合う会員組織です。6月・7月の講習会を受けて会員登録してみませんか? 詳細は、広報5月15日号の折込チラシをご覧ください。